

# はままつ 農業委員会だより

第22号

2021 令和3年12月10日 発行

## 特集

農業委員・農地利用最適化  
推進委員・農業調査員が  
就任しました。 ..... 1・2

農業委員会会長・副会長

インタビュー ..... 3

農地の貸し借りの

手続きをしていますか? ..... 4

農業振興情報 ..... 5

各種お知らせ ..... 6・7

表紙写真:浜松市特産のみかんと、北区三ヶ日町のみかん園地

【市町村別みかん産出額 浜松市:全国1位】

農業委員 後藤剛さんにご協力いただきました。

# 特集 農業委員 農地利用最適化推進委員 農業調査員が就任しました。

令和3年7月に改選を行い、新たな農業委員、農地利用最適化推進委員、農業調査員が就任しました。農業委員は農地法に関する法令業務、農地利用最適化推進委員は農地の利用状況を調査し、農地の集積・集約化を進める業務などを担います。農業調査員は農地の現地調査を通じ、情報収集を行います。

## 委員等一覧

【任期／令和3年7月1日～令和6年6月30日 3年間】

地区調査会	農業委員	担当区域	推進委員	農業調査員		
中央	松澤 崇	江西	池谷芳夫			
		花川	長谷達巳	和田秀雄		
		富塚	小澤伴比呂			
蒲・和田・長上	渡瀬三郎	和田	渡瀬克彦			
		長上	岡野慶春	鈴木宏幸	鈴本哲也	中村邦義
中ノ町・笠井	松島好則	中ノ町	稻津康雄	高柳康博		
		笠井	川合武久	菅沼郁夫	松島茂次	大場章弘
積志	平尾温己	積志	村木大記	有賀久仁明	影山政勝	伊藤公明
				高橋雅弘	栩木堅次	田中照明
				尾上哲一	高林直政	
入野・神久呂・雄踏	加茂龍雄	入野	袴田莊一	水野隆夫	榎原邦明	
		神久呂		袴田富男	和久田吉雄	加藤敏雄
		雄踏	中村勝行	池谷文克		
湖東	江間栄作	和地	賀茂秀治	和久田俊彦	阿部正勝	
		伊佐見	新村俊則	中村学	原野健一	古橋忍
				鈴木豊彦	袴田正保	古橋賀津也
庄内	中村金夫	庄内	松井 厚	野島正孝	古橋啓祐	
				山崎民雄	今田博之	中嶋宗一
篠原・舞阪	横井典行	篠原	鈴木正光	倉田 久	坪井正博	
		舞阪	鈴木 健	山崎民雄		
芳川・飯田	足立侑律	芳川	高橋成章	今田博之		
		飯田	金原和則	坪井正博	中嶋宗一	
河輪・五島・白脇	袴田博子	河輪	中津川雅三	曾布川源三		
		五島	藤田友康	村瀬静男		
		白脇	増井尚志	伊藤道夫	太田昌利	
新津・可美	根木常次	新津	岡本三博	中村誠一	鳥居伊佐夫	松本良廣
		可美		島英雄		

地区調査会	農業委員	担当区域	推進委員	農業調査員		
三方原	内山進吾	三方原	油井伸行	河合範明	山本健司	芋川 仰
				鈴木茂光	石塚廣隆	伊東 修
				渡邊 明	河合重治	足立知則
				村木 徹		
都田	岡本 純	都田	山下峰與	渥美安文	川合秀明	尾高誠一
				古橋勝也	二橋 誠	小田木恒雄
細江	山中秀三	細江	竹内行男	影山武紀	齊藤裕二郎	石塚洋一
				田力尚彦	野澤壽夫	山本和雄
				水田隆久		
引佐	杉山 誠	引佐	安間利和	野末明由	大谷直幸	田力 豊
				内山哲哉	鈴木秀一	鈴木良夫
				竹田康博	山本繁朗	平山好伯
三ヶ日	後藤 剛	三ヶ日	諸鍛治幹照	藤井謙始	山本 猛	清水計宏
				清水壯能	加藤登志郎	河合芳之
				外山義典	石川勝久	大野保美
				坪井啓明	若松昌志	高野利弘
				加藤和男	兼子 寛	
浜名・北浜	中安千秋	浜名	平野和重	袴田浩之	横田一郎	渡邊幹夫
				井口正廣	野末典秀	
		北浜	松下博夫	鈴木作三	鈴木貞夫	岡部 進
				松島眞一		
中瀬・赤佐・龜玉	森島倫生	中瀬	岩崎幸彦	川口 充	室内健次	伊藤和良
		赤佐	松島宏樹	中野吉満	袴田純一	辻 久昌
		龜玉	竹内好和	奥野伸次	高林敏郎	竹内義幸
天竜・龍山	鈴木英雄	天竜	宮澤 円	大乗保弘	植田博保	大石 清
				野沢俊夫		
		龍山	藤原 東	野牧敏之		
春野	水崎久司	春野	鈴木猛史	清水昭吉	岸本光弘	岸畑秀美
				坂本照夫		
佐久間・水窪	井上保典	佐久間	森下孝雄	高氏秀佳		
		水窪	耳塚 均	上澤勝実		
利害関係を有しない農業委員※				伊藤安子、小柳守弘、鈴木 要		

※農業委員会等に関する法律第8条第6項で、「委員の任命に当たっては、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならない」と規定されています。

## 老後に備えて、農業者年金に加入しましょう！

3つの要件を満たせばどなたでも加入できます！

●60歳未満 ●国民年金第1号被保険者(保険料免除者を除く) ●年間60日以上農業に従事

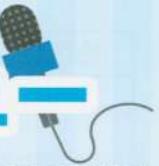
特長

- ① 積立方式の確定拠出型年金で少子高齢時代に強い
- ② 年金を生涯受け取れる終身年金
- ③ 支払った保険料は全額社会保険料控除の対象になり、所得税等の節税になります
- ④ 通常加入なら保険料は月額2万円から6万7千円まで自由に選択できます
- ⑤ 政策支援加入なら、保険料の国庫補助があります



お問い合わせは お近くのJA、又は農地利用課・農業委員会事務局 TEL. 457-2481

# 農業委員会会長・副会長 インタビュー



委員の改選に伴い、改めて農業委員会会長と副会長の選出が行われました。会長と副会長はともに2期目の就任となります。お二人にお話を伺いました。

●会長・副会長は、前期に引き続き2期目の就任となりました。1期目で印象に残った活動について聞かせてください。

## ▶松島会長

前期は農業委員会の制度改革後、最初の会長として就任しました。1年目は手探りの状態でしたが、2年目は委員の皆さんに助けられ、浜松市農業委員会の役割や方向性が少しずつ見えてきました。3年目は新型コロナウイルスの影響を受け、考えていた活動ができず大変な思いをしました。印象に残っているのは、農業委員・農地利用最適化推進委員を対象に平成30年度・令和元年度に実施した、視察研修です。

視察先の農業委員会の方から参考になる取り組みを聞き、いい刺激を受けました。意見交換の中で浜松市の地区調査会(※1)制度や、農地銀行活動等を紹介すると、「さすが浜松」と言っていただき、浜松市農業委員会が先進的であることを改めて実感しました。



松島好則 会長



鈴木英雄 副会長

## ▶鈴木副会長

前期の就任の際、営農型太陽光発電設備の下で栽培する品目の調査がありました。調査対象の品目のうち、シキミとサカキが私の地元である中山間地域で栽培されていたことから、事務局から視察の依頼を受け、熱心な生産者を紹介しました。生産者から栽培方法や販売の規格等を詳しく説明していただき、品目の標準的な作付け基準の設定が大きく進みました。

営農型太陽光発電設備の農地への設置について、ルール化の一部に関わることができたことが、印象に残っています。

●浜松市の農業が持つ課題と、課題に対する農業委員会の役割について教えてください。

## ▶松島会長

浜松市は他の市町に比べて農地転用の件数が多いです。私自身農業者ですから、農地が減っていくことは少しジレンマがありますが、基準を満たす案件はもちろん許可します。その一方で、人・農地プラン(※2)を軸として遊休農地の発生防止・解消や優良農地の確保を進めていきたいと考えています。

また、私たちが公務で地域の農業振興に携わる以上、家族で農業経営をする担い手と、法人として大きく農業経営をする担い手の両者が収益を上げ、うまく経営ができるようにサポートしていきたいです。

## ▶鈴木副会長

中山間地域においては、農業従事者の高齢化、主要品目であるお茶の価格の低迷、有害鳥獣被害の拡大等様々な課題があります。

中でも後継者や担い手の不足については、昔から引き続いている特に深刻な課題です。関係者が一丸となり、中山間地域において、収益性が高く軽作業で栽培できる品目が選定されたならば、担い手不足や耕作放棄地の防止につながるのではないかと思います。

解決は難しいですが、地域の実態に即した農業振興に取り組むべきだと考えています。

●最後に、2期目の抱負をお願いします。

## ▶松島会長

まず、農業委員・農地利用最適化推進委員としての資質の向上が必要です。情報交換や研修を通じ、委員一人ひとりが農業委員会の取り組みや農業に関する知識を増やし、活動に生かせるようにしていきたいです。

次に、地区調査会単位での活動が必要だと考えています。浜松市は市域が広いので、農業が盛んな場所や、

## ▶鈴木副会長

松島会長を中心として、委員が一致団結して農業者の期待に沿う農業委員会活動を目指したいと考えています。これは、前回の就任から持ち続けている抱負です。

松島会長から、地区調査会ごとに、現状把握や課題解決のための活動に取り組むというお話がありました。私の地区の中山間地域では、持続可能な農業が展開で

前ページより

#### ▶松島会長

都市化が進んだ場所など、条件の異なる様々な地区があります。すべての地区で金太郎飴のように同じ活動をするよりも、地区ごとの状況に合った活動を重視したいと思います。

(※1) 地域の農業委員・農地利用最適化推進委員・農業調査員が集まり、農地法に関する事項や、利用集積等について協議する会議。市域を21の地区に分けて開催している。(※2) 人・農地プラン\_集落・地域の話し合いを通じて、人と農地の問題を一体的に解決し、持続可能な力強い農業を実現するため、今後の中心となる経営体や将来の農地利用のあり方などを定めたプラン。

前ページより

#### ▶鈴木副会長

きるよう、浜松市動物被害対策事業や浜松市山間地域農業生産活動助成事業を紹介しながら、皆さんにできるかぎり活用していただき、農業の振興に努めていきたいと思います。

## 農地の貸し借りの手続きをしていますか?

農地の貸し借りには、市や農業委員会への手続きが必要です。

「口約束」や「当人同士で作った契約書」だけで農地を貸し借りすることは法律違反(農地法第3条に違反)であり、トラブルの原因にもなります。

### トラブル例

実際に農業委員会に寄せられた相談例です。



#### 「貸している側(農地所有者)」のトラブル

**ケース1** どうしてもと頼まれて軽い気持ちで農地を貸すことを口約束してしまった。3年後、農地を子供に利用させたいので、返してほしいと伝えると、「そんな短期間で返せと言われるとは思わなかった!もう少し待ってほしい」と言われたまま、なかなか返してもらえない…

▶▶▶ 「利用権設定」という正規の手続きを行っていれば、貸し借りをする期間(3年、6年、10年から選択)を双方で決めることができます。また、期間が満了すれば契約は一旦終了となります。改めて貸し借りを続ける場合は、再度申請が必要なので、「貸したまま農地を取られてしまうのでは…」という心配もありません。

#### 「借りている側(耕作者)」のトラブル

**ケース2** 亡くなった父親から農業経営を引き継いだが、農地の貸し借りは全て父親任せだったため、誰からどの農地を借りているのかわからない…

▶▶▶ 正規の手続きを行っていれば「誰から借りているか」「どんな契約内容なのか」は農業委員会で調べることができます。反対に、正規の手続きをしていない場合は、農業委員会も情報を持っていないため分かりません。

正規の手続きは、「利用権設定」という方法が一般的です。申請に必要な書類は3枚程度の簡単なもので、申請は毎月受付をしています。正規の手続きをせずに貸し借りをしている方は、この機会に相手方とご相談いただき、手続きをするようお願いします。

## 農地を借りてくれる人をお探しの方へ(浜松市農地銀行)

農業委員会では、農地所有者から申し込みのあった「貸したい」「売りたい」農地の情報をホームページ等で公開し、農地を「借りたい」「買いたい」農業者との橋渡しをする農地銀行事業を行っています。

農地を借りてくれる人をお探しの方は、農業委員会までお申し込みください。

#### お問い合わせは▶農地利用課・農業委員会事務局

[中・東・西・南区の農地] 農地集積グループ	TEL. 457-2836
[北区の農地]	北部農地利用グループ TEL. 523-3106
[浜北・天竜区の農地]	浜北農地利用グループ TEL. 585-1118

農地銀行に登録されている農地情報は  
パソコンやスマートフォンで見ることができます。

<https://www.hamanougin.jp/>  
又は 浜松市農地銀行 で検索



※申込用紙は農地台帳補完調査に同封してあります。別途申込用紙が必要な方は、農業委員会までご連絡ください。なお申込情報の登録期間は、申し込みから翌年の3月末までです。(今回申し込み分は、令和5年3月末まで)

自動継続ではありません。継続して登録を希望する場合には毎年お申し込みが必要です。

# 農業振興情報

あなたも認定農業者になりませんか？

## (1) 認定農業者とは？

「農業経営改善計画」を市に提出し、市から認定を受けた農業者をいい、現在、約1,150名の皆さんが認定を受けています。

## (2) 認定農業者になるメリットは？

以下の支援事業において、認定農業者になり、人・農地プランに位置付けられることが条件になっています。

- ①農業制度資金の活用及び金利負担軽減措置
- ②国・県・市などの補助事業の活用
- ③経営所得安定対策
- ④農業者年金保険料の国庫補助など

## (3) 認定農業者になるための経営目標

所得目標 年間農業所得750万円程度(従事者が1人の場合400万円)

※中山間地域は600万円程度(従事者が1人の場合300万円)

申請に必要な書類や、

認定までの流れについては、浜松市のホームページをご覧ください。

浜松市認定農業者



お問い合わせは 農業振興課 担い手支援グループ TEL. 457-2331

## 認定農業者向けの補助制度

人・農地プランに位置付けられることで補助事業を活用することができます。主なものをご紹介します。

### (1) 国庫補助事業

主要な国庫補助事業は、融資を活用して農業用機械や施設を導入する経費を助成する以下3種類の事業です。新規の取り組みや規模拡大など、経営改善・発展の目標を立て、その実現のために融資を活用して機械・施設等を導入する経費を助成します。※融資の活用が必須要件です。

事業名称	補助率	補助上限額
強い農業・担い手づくり総合支援事業 (先進的農業経営確立支援タイプ)	取得価格の3/10以内又は 融資額のいずれか低い額	個人 1,000万円 法人 1,500万円
同上(地域担い手育成タイプ)		個人・法人 300万円
担い手確保・経営強化支援事業	取得価格の5/10以内又は 融資額のいずれか低い額	個人 1,500万円 法人 3,000万円

### (2) 市単独補助事業

市単独補助事業は、営農に使用する農業機械・施設の導入等について助成する事業です。令和2年度から、補助上限が改正されたほか、機械や施設の新規導入、更新(単純更新は除く)に加えて農業用機械のレンタルについても補助対象となりました。※事前着工は対象外です。

令和3年度の事業内容は次のとおりです。

事業名称	補助率	補助上限額
浜松市認定農業者等 育成支援事業	対象経費の15%以内	施設整備を含む取組 300万円 施設整備を含まない取組 150万円

お問い合わせは 農業振興課 担い手支援グループ TEL. 457-2331

# 各種お知らせ

## 浜松スマート農業推進協議会の会員を募集します

浜松市の「ものづくり産業」と「農業」を結び付け、スマート農業の推進・普及を図るため、「浜松スマート農業推進協議会」を設立しました。協議会の目的に賛同し、スマート農業に意欲のある法人又は個人ならば、どなたでも会員になれますので、ぜひお申し込みください。

### 【協議会の目的】

浜松市の産業を牽引する「ものづくり産業」と全国7位の産出額を誇る「農業」を有機的に結び付け、スマート農業を推進するための官民連携組織を設立し「もうかる農業」を創出する。

### 【協議会の取り組み】

- 農業者の意見を集約し工業者へのマッチング(スマート農業機械の提案)
- 新しいスマート農業を提案・実証(浜松型スマート農業モデルの確立)
- 工業者が開発したスマート農業機械を圃場で実証検証(スマート農業実証・普及)
- スマート農業についての情報共有
- 国の補助メニューを活用した実証事業
- デジタル・スマートシティ運営委員会に向けた意見の集約

### 会員の特典

- スマート農業についての情報を**共有**します。
- セミナーや講演会等の**ご案内**をします。
- 「こんな機械があれば、作業を効率化できる」などの**意見を提出**することができます。  
(提出されたご意見は、必ず返答いたします。)



### 申し込み方法

浜松市ホームページ「浜松スマート農業推進協議会」会員募集 ▶ 会員申し込みフォーム

お問い合わせは → 浜松スマート農業推進協議会事務局(農業水産課内) TEL. 457-2328

## 農作業で堆肥を活用される方へのお願い

市民の方から畑におかれた堆肥について、多数の相談が市役所へ寄せられています。畑で堆肥を活用する際は、**以下の点に配慮**してください。

- ① 畑に堆肥を降ろすときは、できるだけ民家から離れた場所にする。
- ② 畑に堆肥を降ろしたら、できるだけ早く鋤きこむ。
- ③ 風雨等天候に注意し、においの発生や堆肥の流出による近隣の方への影響を極力減らす。

### お問い合わせは

環境保全課 大気・騒音対策グループ TEL. 453-6170  
農業振興課 生産環境グループ TEL. 457-2332

## 野焼きは原則禁止です

『野焼き』は、屋外で行う焼却行為のことを指し、**法律では原則禁止**の行為です。  
※農業、林業、漁業を営むためのやむを得ない焼却行為は、禁止行為から除外されていますが、近隣から苦情があった場合は、やめていただくことがあります。

お問い合わせは → 環境保全課 大気・騒音対策グループ TEL. 453-6170



# 各種お知らせ

## 生産緑地地区の指定が300m以上の農地等からできるようになりました

これまで生産緑地地区指定の面積要件は一団の農地等で500m以上でしたが、「生産緑地法」改正及び「浜松市生産緑地地区の区域の規模に関する条例」制定に伴い、令和2年以降浜松市では300m以上から指定ができるようになりました。なお、本要件以外の以下の2つの要件については従来どおりです。

- 市街化区域内の一団の農地等(※)で、公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているものであること。
- 用排水その他の状況を勘案して農林漁業の継続が可能であること。

※農地等：農業の用に供されている農地、採草放牧地、林業の用に供されている森林、漁業の用に供されている池沼

お問い合わせは 緑政課 緑地保全グループ TEL. 457-2597

## 少量危険物の届出について

『少量危険物』の貯蔵・取り扱いは、条例で規制があり、消防署長への届出の義務があります。

※少量危険物とは…指定数量の5分の1以上指定数量未満の量の危険物のこと、**灯油・軽油**では200リットル以上1,000リットル未満、**重油**では400リットル以上2,000リットル未満で少量危険物となります。

### 届出に関する 注意事項

- 屋外タンク等の少量危険物施設を所有管理する方は届出が必要です。
- 届出書に添付書類を加えて最寄りの消防署に届け出てください。
- 少量危険物施設を廃止する際にも届出が必要です。

お問い合わせは 近くの消防署、消防出張所、消防局予防課 危険物グループ TEL. 475-7544

## 浜松市役所 農業 担当窓口

【業務時間／平日 8:30～17:15】

担当窓口		お問い合わせの内容		
農業水産課	Tel457-2333	6次産業化・ブランド戦略	海外販路開拓	企業の農業参入
		農業経営塾	食農教育、地産地消	ユニバーサル農業
		農泊・食文化発信	スマート農業	
農業振興課	Tel457-2331	認定農業者	経営体育成支援	家族経営協定
		認定新規就農者	農業次世代人材投資事業	水稻作付調整
北区	Tel523-1113	経営所得安定対策	農業制度資金・利子助成	鳥獣被害対策
浜北区	Tel585-1117	農産物の生産振興	中山間地域交付金	畜産振興
天竜区	Tel922-0030	市民農園	環境にやさしい農業	
農地利用課・農業委員会事務局	Tel457-2481	農地の売買・貸借	農地の利用権設定	農地中間管理事業
		遊休農地対策	耕作放棄地再生	人・農地プラン
		農地銀行	農地台帳の登録・変更	農地の相続届出
		農業者年金	農地の草刈指導	農地の転用
		農地所有適格法人	納稅猶予	農地法許可証明
		農用地区域除外・編入	青地・白地の確認	
		農業用水路	農道	土地改良区
農地整備課	Tel457-2311	多面的機能支払交付金	三方原用水二期事業	水路の草刈り、泥上げ

農業委員会と農業委員会だよりに関するご意見・ご要望は、農業委員会事務局までお願いします。

令和3年12月10日発行 発行者：浜松市農業委員会 浜松市中区元城町103番地の2 本館6階

TEL.053-457-2481 FAX.050-3730-5387 E-mail:nouriyou@city.hamamatsu.shizuoka.jp

